平成２５年（フ）第４８６号
千葉県松戸市西馬橋５丁目59番地
債務者　桑原　綾子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２５年（フ）第５６０号
北九州市小倉北区金田１丁目１番４―806号
債務者　堀口　京子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２５年（フ）第１６４号
青森市大字油川字千刈112番地２　佐々木方
債務者　生駒　朝美
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２５年（フ）第１１５９号
愛知県北名古屋市鹿田184番地２　コーポ大門205
債務者　インテリアＵＥＤＡこと　上田　和生
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第１１６０号
愛知県北名古屋市鹿田184番地２　コーポ大門205
債務者　上田悪滅美
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第１１６号
松江市学園南２丁目21番３号　コーポ西川津203
債務者　安田　秀樹
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
松江地方裁判所民事部
平成２５年（フ）第７３号
山口県下松市生野屋西３丁目25番７号
債務者　玉亀　典子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
山口地方裁判所周南支部
平成２５年（フ）第７４号
山口県周南市城ケ丘３丁目10番４―405号
債務者　中野　智美（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
山口地方裁判所周南支部
平成２５年（フ）第１０２８４号
東京都練馬区石神井町４丁目８―16―204
債務者　田澤　　好
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２５年（フ）第１０３２４号
埼玉県所沢市小手指町３丁目９―１　グランデール小手指２―307
債務者　白銀　　元
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部
平成２５年（フ）第１０３４１号
千葉県市川市本北方１丁目28―７
債務者　楊　　**蓓**
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部
平成２５年（フ）第１０３４７号
東京都杉並区高円寺南３丁目24―４―103
債務者　鈴木　友明
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部
平成２５年（フ）第１０３６１号
東京都足立区栗原２―１―１　３Ｆ
債務者　森下　正彦
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部
平成２５年（フ）第１０３６２号
千葉県松戸市新松戸１丁目189　ジュネパレス新松戸第30―201
債務者　石田美代子
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部
平成２５年（フ）第１０３６３号
東京都豊島区池袋本町２丁目７―１―228、住民票上の住所神奈川県横浜市南区井土ケ谷下町215番地１　井土ケ谷東団地２号棟1113号室
債務者　梁田　　毅
1　決定年月日時　平成25年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部
平成２５年（フ）第１０３６９号
東京都渋谷区富ヶ谷２丁目20―14―２Ｃ
債務者　菅原　絢子
1　決定年月日時　平成25年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部